

令和3年度第3回小田原市環境審議会
地球温暖化対策推進計画・エネルギー計画策定検討部会
議事概要

- 1 日時 令和4年2月17日(木)午前10時00分～正午
- 2 場所 オンライン会議(小田原市役所3階 赤通路 会議スペース)
- 3 出席部会員
増原部会長、岩村部会員、増田部会員(3名)
- 4 欠席部会員
なし
- 5 オブザーバー
下田委員、福澤委員(2名)
- 6 出席職員
環境部管理監、環境政策課長、環境政策課環境政策係長、環境政策課係員1名、
エネルギー政策推進課長(5名)
- 7 傍聴者
なし
- 8 検討事項の概要

ア 小田原市地球温暖化対策推進計画・小田原市エネルギー計画の策定について
・二酸化炭素排出量の削減目標について(資料1)

事務局から説明を行い、以下のとおり協議を行った。

部会長	国の削減目標について、国立環境研究所のウェブセミナーに参加した際に環境省の方へお聞きしたところ、定期的な国連への報告のタイミングで見直しを図るため、あと1～2年は46%の目標のままであるとのことだった。それに先駆けて自治体が高い目標を掲げることは重要であると考えている。小田原市の目標は50%削減とすることで、市長はじめ理事者の決定があったと聞いており、その目標に向けて施策を積み上げていければと思う。
部会員	国の目標については昨年位置付けたばかりであり、当面の目標として、46%削減を目指すこと、さらに50%削減に向けて挑戦するということはすぐには変わらない。一方で国連で求められている目標のアップデートは、パリ協定では5年に1度と定められているが、毎年のCOPなど折々のタイミングで何らかの報告を求められることになると思われる。小田原市では50%削減の目標を設定するというので、国を上回る目標を位置付けていただき感謝。 資料1の「③事務事業編の目標について」だが、政府実行計画でも廃棄物関係の対策は入っているが、「含まない」と表記されており、どういう意味か。

事務局	小田原市が一般廃棄物処理施設を持つ一事業者であるということ、そのための施策が必要という意味であったが、より分かりやすい表記にしたい。
部会員	市の一般廃棄物処理事業による排出量が増えるのは仕方がない部分でもある。誤解がない記載のしかたをご検討いただきたい。
部会長	ご指摘のとおり、「政府実行計画では含まない」とあえて強調する必要はないように思う。 また、廃棄物由来の二酸化炭素排出量の削減については市民の協力が不可欠であるため、事務事業編の内容ではあるものの、市民の協力を得ながら取り組んでいくということを記載し、ごみ削減への活動が事務事業編にも資するということが分かるようにすると良いと思うので、ご検討いただきたい。
部会員	50%削減という目標にチャレンジングに取り組んでいく姿勢は良いと思う。一方で、グラフでは毎年3.6%で削減していくということとなっているが、これまでの推移などからも年度ごとの増減があると思われ、いつも同じペースで行けるかということそうではないと思う。排出量の分析とそれに伴う具体的なアクションを検討されたい。
部会長	基準年の排出量に対して毎年3.6%削減すると目標を達成できるということである。ご指摘のとおり、どこかで大きく削減でき、それまで停滞していた分を取り戻すなどということもあり得るため、あくまでこの方向で進めるということが良いかと思う。
事務局	市域全体の削減量を50%削減と掲げているため、市は事務事業編においてそれ以上の削減を達成していかなければいけないと考えている。そのためには再エネの導入と徹底した省エネ、電気自動車の導入等を、どこまで率先していけるかというところをしっかりと検討して計画に盛り込んでいきたい。

・促進区域の設定について（資料2）

事務局から説明を行い、以下のとおり協議を行った。

部会長	<p>1点目として、資料2の1ページ目に記載の「可能な限り広域でのゾーニング」というのは理解できるが、もう少し具体的に地図上で明示すると良いのではないかと。環境省から風力発電のゾーニング事例や、太陽光発電でも一定の地区を絞って地図上に明示する例が出ていたように思うので、市街化区域全体ということが法律の主旨に整合しているかどうか、確認されたい。</p> <p>2点目として、2ページ目の除外エリアについては、防災の観点からも4つの区域を除くというのは良いと思う。</p> <p>3点目として、3ページ目の景観への配慮について、京都において</p>
-----	---

	<p>太陽光を設置する際に、観光地に近い地区では太陽光発電の設置に厳しく設置率が低かったが、色規制をして黒色であれば問題ないとした。小田原市の場合は小田原城の周辺などになると思うが、あまり厳しくしすぎない程度に一定の基準を設けてはどうかと思う。事例を参考にしてほしい。</p> <p>また、まぶしさについては、①の北側に高い建物というのはどういう意味か。北側に太陽光パネルを置いた際には北側の建物に光が反射するという状況があると思うが、北側というのはそもそも太陽光パネルの設置に適しておらず現実的ではないかと思うが、こういった影響を想定してこの記載としているのかをご説明いただきたい。</p> <p>4点目として、地域協議会について、フロー図と全く同じように設置できるかは分からないが、現在の審議会や部会には住民団体は含まれていない。また、産業団体や一般送配電事業者は現時点では岩村部会員が兼ねているということになれば該当するかもしれないが、地域新電力など実際に事業に関わっている方も入っていないため、理想の姿にどの程度近づけていけるかというのは、数年かけてしっかりと検討されたい。</p>
部会員	<p>改正温対法の内容を詳細に盛り込んでいただき感謝。4～5ページの「地域の脱炭素化のための取組」や「地域の経済および社会の持続的発展に資する取組」には小田原市らしい事項を定めていただいております、地域の特性を生かした内容にしている。</p> <p>お聞きしたいことの1点目として、地域協議会は新たに設置することだが、設置のスケジュールや対象範囲などの想定をご教示いただきたい。</p> <p>2点目として、促進事業については都道府県において基準を設けることができるようになっているが、改正温対法の中で示している事業者にとってメリットになる点として、アセス手続きのうち配慮書の提出が省略できるという特例事項があり、これを適用するには都道府県の基準がないと難しいと認識している。これに関する方針や県との調整状況についてご教示いただきたい。</p>
事務局	<p>部会長の1点目、部会員の2点目に関しては、国で主に想定している脱炭素化促進事業のイメージは風力発電や大規模メガソーラーなど、地域の環境に影響を及ぼすようなものがメインターゲットであると認識しており、その場合は先に県の基準を定めることや必要な環境情報を収集・整理することが求められていると理解している。一方で小田原市の場合は、そのような事業を当面は想定しておらず、屋根置き太陽光発電が基本になると考えているため、地域との調整を要する場所をいきなり精査し指定等するのではなく、多くの住民の皆様</p>

	<p>設置をご理解いただける場所として市街化区域を想定している。最終的に事業者へのメリットがあるかは定かではないものの、市としては併せて地域に貢献する取組も実施していただきながら進めていきたいと考えている。その後、必要に応じてその他の地域についても検討をしていきたいと考えている。</p> <p>部会長からの 2 点目、景観への配慮について、いただいた情報提供を参考にさせていただく。</p> <p>部会長からの 3 点目、北側の反射光に関する記述については国のガイドラインを参考にした記載であるため、改めて確認する。</p> <p>部会長からの 4 点目、地域の合意形成に関して、審議会本体では自治会推薦の委員も入っていただいております、地域説明会も行う予定であるが、ご指摘のとおり地域新電力など事業者についても個別に合意形成が必要であると考えている。</p> <p>部会員からの 1 点目にも関連して、地域協議会は実際には説明会のような形になるかもしれないが、主に該当の地区の住民の方などにご参加いただき、事業の内容をご説明しご理解いただくというプロセスを考えている。</p>
部会員	<p>促進区域は具体的なマップで示されるのか。一部の地域を指名して行うとなると難しい場合もあるのではないかと。地域協議会などを組織すると関係者が増えることになり、利害関係者で合意形成していく場合は市がリーダーシップをとり、どうベネフィットを生み出していくか、というところが重要になると思う。具体的に検討を進めていっていただきたい。</p>
事務局	<p>区域の定め方については国でも地図上で示すことを求められているので対応したい。市として既に市街化区域は定めているので、そこを規定していくイメージである。</p> <p>スタートとして市街化区域を促進区域として定めるが、それ以外の地域を排除しているものではなく、必要に応じて追加する可能性もあり、また、促進区域に指定された中でも配慮すべきエリアはある。まずは市街化区域を促進区域とするが、荒ごなしでありこれを基本として進めていきたいという考えである。</p> <p>合意形成については、まさに法律改正の主旨でもあるため、具体的な案件が出てきた場合はそれに沿ってしっかり対応していきたい。</p>
部会長	<p>地域協議会等の事項は審議会本体で検討を進めていただきたい旨、部会から提案することで良いか。</p>
事務局	<p>その流れとしたい。</p>
部会長	<p>3月の審議会本体で取り上げることとし、部会の意見を反映させた上で資料作成をお願いしたい。</p>

	<p>促進区域の基準については県の話でもあり、現時点はこの資料の事項を定める程度に留まると思う。</p> <p>促進区域として定める市街化区域の中でも、フォーカスして重点的に取り組むエリアなどを議論してはどうか。例えば、市内で新たに住宅開発するという話などはあるか。</p>
事務局	<p>全くないわけではないと聞いている。ご指摘のとおり重点化も検討していきたい。</p>
部会長	<p>規模等にもよるが、その開発事業者などに対して環境部として太陽光や EV の導入等を提案するなど積極的にアプローチされると良いと思う。</p>

・対策施策の構成について（資料 3 - 1、3 - 2）

事務局から説明を行い、以下のとおり協議を行った。

部会長	<p>資料 3-2「国の地球温暖化対策計画において目標達成のために地方公共団体が実施することが期待される施策例の一覧・分類（仮）」に記載の内容については、ご説明のとおり、市が様々な施策を実施するベースとして捉えるという位置づけ方で良いと思う。ただ、部門が異なるだけで共通する内容も多いようなので、市の計画の段階では同じものはまとめ、どの部門に該当するか明記するとコンパクトにまとまり見やすくなるので工夫されたい。</p> <p>資料 3-1 について、建築指導課や県、近隣市町と連携して行うことは有効だと思う。調整は大変だと思うがぜひ進めていただきたい。</p> <p>建築士へのアプローチについては、京都府と京都市が条例を改正し、太陽光発電の経済的・環境的メリットを施主に説明する義務を課した。そのための建築士向けの研修を進めているところであるため、先行事例として参考にされたい。義務等が生じると具体的な動きにつながるため、条例改正等は簡単にできるものではないが、将来的な課題として検討していただきたい。</p> <p>廃棄物については、生ごみ堆肥化など既にやっている取組も位置づけると良い。紙の分別やリサイクル、生ごみの堆肥化などは二酸化炭素削減量を試算することもできるだろう。プラごみゼロ宣言をすることで、ごみとなる手前で出さない・分別することが大事であり、新しい法律もできたためそれも含めて対応していただきたい。京都府亀岡市はレジ袋有料化の前に全国に先駆けてプラごみゼロ宣言に取り組んでおり、脱炭素の宣言も掲げて取り組んでいるため参考にされたい。</p>
部会員	<p>建築士への対応や庁内連携はぜひ進めていっていただきたい。</p> <p>「地元企業・銀行との連携事業（ESG 投資）」の項目は重要な取組だが、ESG 投資以外にも建物自体の ZEB 化や再エネ導入もこの項目内に</p>

	<p>含まれると思われるため、入れ込んでいただけると良いと思う。</p> <p>事務事業編についても、50%以上削減と大きな目標を掲げているので、ハード整備の部分をより充実して記載すると良いと思う。例えば公共施設の省エネ対策の徹底や改修する際の検討ルートなども検討していただきたい。</p>
部会員	<p>事務事業編については、総量だけでなく施策ごとの目標値などをしっかり掲げて取り組んでいただきたい。</p>
事務局	<p>事務事業編については、ご指摘のとおり目標の達成に向かって施策ごとに再エネ、省エネ、廃棄物処理関係、行動変容等においてどの程度二酸化炭素を削減していくか可能な限りお示しすることが必要であると考えており、数字の積み上げを検討しているところである。</p> <p>ハード整備については、公共施設はそれぞれの所管で担当していることや、老朽化が進んでいることなどから、再エネ導入には時間を要すると考えているが、その中で、改修時には再エネ導入を検討するという方向性を考えていきたい。</p> <p>「地元企業・銀行との連携事業（ESG 投資）」の項目については、ご指摘のように実施可能なその他の取組も列記していきたい。</p> <p>資料 3-1 の建築士への対応等も含め、他部署や他の事業との連携について各担当課と話す機会があったが、どの担当でも周知や情報提供は歓迎いただけるものの、補助制度などインセンティブが見えないと実際の動きにつなげるのは厳しいという感触であった。市単独では難しいことも多いため、ご指摘いただいたように県や広域的な取組と連携してメリットを生み出していきたいと考えている。</p> <p>資料 3-2 についてはご指摘いただいたとおり分かりやすい切り口や視点をもってとりまとめたい。</p>
部会長	<p>建築物省エネ法については、国の審議会の検討で 2025 年に ZEH の目標等が位置づけられる可能性がある。実際には難しいことも多いと思うが、普及啓発も手を緩めずに続けていくことが大事である。</p> <p>事務事業編は総量の目標を施策目標へブレイクダウンすることも含め、3 月の審議会に向けて検討を進めていただきたい。</p>

・アンケートの結果について（資料 4）

事務局から説明を行い、以下のとおり協議を行った。

部会長	<p>回答率が 8 割以上と高かったことは大変良かったが、回答いただいた方は意識の高い方が多くそれが結果にも出ているという印象であり、その前提で捉えた方が良いかもしれないと感じる。</p>
部会員	<p>アンケート結果を今後どのように活用し、公表等していくのか。</p> <p>また、回答者の年齢の偏りがあり 60～70 代が多いので、小田原市全</p>

	体の構成と比較して見ると良いのではないか。
部会員	結果を踏まえたこの後のアクションについてご教示いただきたい。
部会長	<p>部会での意見も踏まえて、できるだけ若い方に回答いただきたいという旨を申し添えて実施していただいたかと思うが、実際には偏りが出ている。しかし、10代まで行き渡っているところを見ると他の自治体よりは良いのではないかと思う。</p> <p>10～30代はアプローチが難しい世代であり、「若手」と捉えてこの世代の傾向を分析してみても良いと思う。</p> <p>今回は難しいだろうが、小中学校にご協力いただければ、学年分の回答を得ることができるだろう。子ども向けには、将来に向けて定住を促したり、一度県外へ出てまた戻って来たりしてもらえるようなアプローチも検討してはどうかと考える。</p> <p>設問5の1「再エネ電力の切り替え」については、全国的にも同じような結果であると思うが、「今後やりたい 21%」を確実に取り込んでいくことが重要である。東京電力も再エネメニューを持っていたと思うので、切り替えの意識啓発を確実に届くようにする必要がある。今回の計画に詳細を記載するというよりは、市のエネルギー政策として実施することになるか。それにあたってはこの21%の人がどういった人たちか分析して絞り込んでいっても良いと思う。</p> <p>アンケートの分析に関して複雑な計算が必要であればお手伝いできるかもしれないのでお知らせいただきたい。</p>
事務局	アンケート結果の活用方法については、新たな計画に市民の意識の変化について記載する際に活用し、現状や、国のアンケートとの比較、計画期間内の点検の際に同内容のアンケートを実施して意識変化の推移を把握したいと考えている。
部会長	あまり頻繁にできることではないが、民間のアンケート会社だとインセンティブがあり回答率が上がることもあるので、工夫されたい。

・目次案について（資料5）

事務局から説明を行った。質疑や意見等はなし。

9 その他

事務局	今年度最後となる第3回の部会であったが、素案の形には至っていないため、3月の審議会に向けて作業を進め、必要に応じて個別にご意見をいただきたいと考えている。場合によっては来年度に引き継いで詳細に見ていただく機会が必要かもしれないと考えており、部会としては今回が最後になるが、引き続きご意見を頂戴する可能性もあることをご承知置き願いたい。
-----	---

部会長	無理に年度を区切りにする必要はないと思うが、市としての調整状況も踏まえて素案を固めていただければと思う。 最後になるが、オブザーバーから全体に対してコメント等あるか。
オブザーバー	資料等を拝見する限り、計画の具体的なイメージが湧いてこない。公共施設への再エネ導入が進んでいない状況がある中で、促進区域のゾーニングを行っても市街地は難しいと感じる。市内の工業団地など見込みのある場所に対して特化して進める必要があるのではないか。市内のエネルギー事業者等からも意見を聴取していただきたい。
部会長	計画の大枠を検討することに時間をとっている状況ではあるため、今後具体化していただきたい。
オブザーバー	災害に強い電力として地産地消の電力を増やすことは賛成するが、資料2では新たな事業を立ち上げるというように読めるが、市が新たな事業を実施していくものか。
事務局	現時点で具体的に新たな事業が出てきているものではないが、関係する事業者とはエネルギー政策推進課が常時やりとりをしているため、今後生まれてくる可能性があるものである。
部会長	今回の計画にどの程度まで関与してもらうかはよく検討していただきたい。
事務局	第3回環境審議会は3月29日（火）に開催されるため、ご予定いただきたい。

以上